

守 広 第 2 5 号 の 2
平成 2 3 年 6 月 3 0 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

守口市長職務代理者
守口市事務職員 川部 政彦

社会保障に関する要望書（回答）

2011年5月27日付けで要望のありましたみだしのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

東日本大震災において、本市が備蓄している救援物資の輸送を行うとともに、被災地域に職員計4名を派遣し、被災自治体で物品搬入等の業務を行いました。

今後は、被災自治体より様々な機関を通じて正式に職員派遣の要請があった場合は、その都度、検討してまいります。

支援内容及び実績については、本市、広報紙やホームページから閲覧できるようになっております。

現時点では、本市での避難者受け入れはありません。

また、平成23年6月15日現在、生活保護相談・申請・受給、介護保険申請・受給はありません。

(イ) 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）ではなく正規職員の増員を行うこと。

また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職

員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

正規職員については、住民サービスの維持・向上のため、計画的、継続的に採用していく予定です。また、臨時職員の研修については、適宜実施しておりますが、今後も住民サービスに支障がないよう努めてまいります。

(ウ) 大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。

大阪府からの権限移譲に関しては、市民サービスの向上が見込めるものについて、市において適切に処理できる体制の確保に関する検討も行いながら、慎重に受け入れを行っているところです。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。

一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。)

保険料の決定は、各保険制度における医療需要によって決定されます。国民健康保険制度の財政負担を緩和させるため、平成20年度から後期高齢者医療制度や前期高齢者の財政調整などが実施されており、また、本市も平成20年度から、国保財政の健全化を図る意味からも、一般会計からの繰入金による支援を増額しており、平成22年度は、総額で14億1,490万円の繰入れを実施いたしました。

しかしながら、国民健康保険制度が、特別会計として位置付けられており、その歳入財源は、国庫負担と国保加入者の保険料で賄われる制度の趣旨をよく理解し、今後は、制度改正による国保財政への影響を見極め、慎重に対応してまいります。

また、平成23年度の保険料算定については、平成22年度から世帯別平等割を導入し、複数世帯への負担を軽減するとともに、低所得者、多子世帯、母子世帯、障害者などその生活実態や就労状況などを確認し、失業、事業不振を含め、減免制度を設けていることから、今後も個々の実情をよく確認した上で、要綱に基づき、その実情に応じた適切な対応を実施してまいります。

一部負担金については、平成22年9月の厚生労働省通知により平成23年3月末をもって全ての見直しを図ったところです。

今後は、これらの基準を基に公平性を図る観点から、慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。

その上で減免制度だけでなく、全般的な医療制度の改正点など啓発には努めてまいります。

②資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

資格証明書の交付については、先般の法改正の趣旨をよく理解し、法令遵守に徹しているところです。

平成23年7月には、高校生以下においても、すべての子どもたちに保険証が行きわたる措置を実施しています。

今後も、法令に従い適切な制度運営を図ってまいりたいと考えております。また、その上で、制度の公平公正な運営を図るための収納対策に取り組んでいくことが市民の負託に応えるものと考えております。

③国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

本市では、公益を代表する委員として、市議会議員2名の選出をお願いし、市民の代表という立場からもご意見を頂戴しているところですが、今後、他の協議会や近隣市の状況も参考にし、検討してまいりたいと考えております。

また、新たに傍聴などの委員会の制度運営につきましては、協議会自身や委員長の裁量にもよるところですので、今後、各市の状況も見ながら提案してまいりたいと考えております。

④特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

本市では、従来の市民健診とほぼ同様の健診を実施するため、特定健診の内容だけでなく、市独自の検査項目も追加しており、その費用については、各医療保険者が設定している料金を負担していただいておりますが、守口市国民健康保険に加入されている方、15才～40歳未満の方及び15歳以上の生活保護受給者の方は無料にて実施しております。

また、がん検診のうち子宮・肺・前立腺・乳がん（超音波検査）検診については、特定健診と同時実施が可能となっています。

がん検診負担額については、受益と負担の面、府下各市の検診負担額との均衡及び多様な市民層に負担していただける範囲等を考慮して金額を設定しております。

⑤後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

大阪府後期高齢者医療広域連合条例において、保険料および減免等の規定が設けられているため、それに沿った運用を行うこととなり、市負担による独自減免措置は考えておりません。

また、短期保険証の発行については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により定められておりますが、運用にあたっては、機械的に法を適用するのではなく、被保険者と接触して納付相談等の機会を増やし、適切に対応しております。

なお、資格証明書については、大阪府後期高齢者医療広域連合より交付事務の当面延期をすることとなっていることから、資格証明書の発行はしておりません。

⑥大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

これまでも、国庫負担増などの要望を国等に行ってまいりましたが、結局は国保制度の抜本的な改革は先送りされたままで、市町村国保が制度疲労を起こしているような状況です。

その中で、都道府県単位の広域化を目指す第1段として、大阪府広域化支援方針が位置づけられております。もはや市町村単位で今後、国保を運営、継続していくことは困難です。広域化することのメリットをより活かし、デメリットを少なくしていくことへの知恵をしばり、国民皆保険制度を堅持していくためにも、広域化への方向性は、本市においても、非常に意義がある重要な事項であると考えております。

今後も、国庫負担増などの要望は引続き、国等に行ってまいります。

3. 介護保険・高齢者施策について

① ～ ⑩ くすのき広域連合で回答

4. 生活保護について

①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

本市では、平成11年以降毎年ケースワーカーの増員を行うとともに、職員配置にも工夫を凝らし、かつ平成16年以降は社会福祉士、精神保健福祉士及び手話通訳士等の有資格者を配置し、資質の向上を図り本制度の適正な運営に努めているところです。

②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください）。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

従来から、面接相談時には利用者に「保護のしおり」を活用し丁寧に説明しているところです。また、平成22年度に見直しをしたところですが、今後とも引き続き改善に努めてまいります。

また、相談時には内容を十分お伺いしたうえで、制度の内容を説明し、保護が必要と思われる方に対しては申請書と併せて「保護のしおり」も渡しています。

申請前の指導は従前よりいたしておりません。

③通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

法及び実施要領の趣旨に沿った内容を吟味し、利用者には担当者を通じて、周知を図っており、適正実施に向けた運用を行っております。

④休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受信できるようにすること。

医療機関等の理解と協力を得、緊急時の救急体制と連絡体制の改善を図り、休日、夜間等の緊急時に対応しております。「医療証」等の発行については、今後とも関係機関とも協議し、検討を重ねてまいります。

⑤自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

自動車の保有に関して、本市は公共交通機関が利用しやすい立地条件にあるところから、一定の要件のもと保有を認められる障害者以外の保有は原則認めておりません。

しかしながら、保有を容認しなければならない事情等がある場合は、法及び実施要領に従い保有の可否を検討しますが、画一的な取り扱いにならないよう努めてまいります。

⑥実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

就労阻害要因を総合的に把握し、経済的自立だけでなく、日常生活自立・社会的自立の観点からも個別に支援プログラムを策定し、就労支援員によるカウンセリングを中心に被保護者の就労を阻害する問題の解決やスキルアップに向けた支援の援助・強化を図り、支援対象者一人ひとりの特性・要望・事情等を踏まえた支援を実施しています。

また、就労支援の一環として求人開拓員を配置し、求人情報収集を行うことで求人ニーズを積極的に開拓しています。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

本市の乳幼児医療費助成制度については、平成22年10月1日から、通院医療費助成対象を3歳から小学校就学前まで、入院医療費助成対象を小学校就学前から中学校卒業まで拡充いたしました。

また、乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう、今後とも引き続き要望してまいります。

②全国最低レベルの妊婦健診を全国平均（14回、85,000円）なみの補助とすること。

妊婦健診の助成金については、平成23年度からは妊婦1人1回あたり3,500円の14回分を助成していますが、国の補助は23年度末までであり、平成24年度以降については不透明な状況です。

本市としては、今後も事業を続けていくことが大切であると考え、国の状況も見極めつつ対処していきたいと考えております。

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得で見る。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

就学援助費の適用条件ですが、就学援助費の認定基準額は、標準生計費を基に税金や社会保険料を加味し設定していたことから、その適用条件についても、それらを含めた収入額又は所得額で認定判定を行っています。

次に、1回目の支給ですが、書類等の不備により認定判定ができない方について、一定期間を設け、必要書類等を提出いただき、再度認定判定を行っています。

このように、より多くの方に支給できるよう努めていることから、就学援助費の1回目の支給は、9月の支給となっています。

この1回目の支給時期については、出来る限り早い時期に支給できるように研究したいと考えています。

なお、本市における就学援助費の手続きについては、以前より学校以外に市教育委員会でも手続きいただいているところです。

④全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

本市では、現在、家庭から持参した弁当と持参できない生徒のために食堂と弁当・パンの販売で対応しております。食育の観点からも、保護者手作りの弁当を推奨するとともに、弁当を持参できない生徒のために、昭和52年から体格、性別、嗜好等の個人差に対応できる食堂の運営を推進しております。

平成23年度、大阪府では中学校給食導入促進事業補助制度を設けたことから、中学校給食については研究しているところです。

⑤子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン）を受け、本市では、平成23年度に3種類のワクチンについて、1割程度の一部負担金で対象者の方に接種していただけるよう助成しております。

新型インフルエンザについては、今年度は通常の季節性インフルエンザ対策として、対応することとなりましたが、現在、詳細は未定であり、低所得者の方の費用負担等について、今後詳細が分かり次第検討してまいります。

⑥こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。(懇談当日に配布ください)

従来より子育てに関する諸施策については、ホームページ、広報紙、パンフレット、チラシなどにより、各々市民に周知しています。今後もそれらの周知については、さらに努力してまいります。

6. 障害者施策について

①障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。
また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

現在、障害のある方一人ひとりに聞き取りを行うことにより、障害のある方のケースに応じて、必要なサービスと支給量の支給決定を行っていますが、今後とも、継続して支給決定を行ってまいります。

②大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

大阪府の制度に基づき実施している障害者医療費助成制度について、現行制度のサービスが低下する見直しは行わないよう強く要望してまいります。

③指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

障害者相談員委託業務については、平成23年4月より権限移譲を受託しておりますが、それ以外の業務については、現在のところ受託予定はありません。